

STクラウドサーバーサービス契約約款

2023年5月15日 株式会社 STNe t

目 次

第1	. 章	総則		
	第	1条	約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第	2条	約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第	3条		1
	217		711 nu > 7C 4%	1
第2) 李	ፍጥአ	ラウドサーバーサービスの提供区域	
邪 4				0
	第	4条	STクラウドサーバーサービスの提供区域・・・・・・・・・・・	2
***	_*.			
第3		契約		
	第	5条	契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第	6条	STクラウドサーバー契約申込の方法・・・・・・・・・・・・・・	2
	第	7条	STクラウドサーバー契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	第	8条	最低利用期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	第	9条	STクラウドサーバー契約内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		0条	サービス利用権の譲渡禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		1条	STクラウドサーバー契約者が行うSTクラウドサーバー契約の解除・	
		2条	当社が行うSTクラウドサーバー契約の解除・・・・・・・・・・・	
			号位が行う31/2/9/1/9/2/	
	舟Ⅰ	3条	ての他の促供条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ð
***		ىلى دى بىنىل	- 44-74s	
第4	-		の義務	
		4条	利用に係るSTクラウドサーバー契約者の義務・・・・・・・・・・・	
	第1	5条	バックアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第1	6条	アカウント及びパスワードの管理・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第1	7条	ソフトウェア等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第1	8条	必要情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	第1	9条	電子メールによる応答義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	第2	0条	技術基準の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	×1.			
第5	音	付加模	能	
N) C	-			5
				5
	弗 2	3 余	付加機能の解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Э
ـ معند	ماد	P/1 444 51		
第6		附帯サ		
	第 2	4条	附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第7		提供停	· · ·	
	第2	5条	利用の一時中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提供中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第2	6条	提供中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第2	7条	提供停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
			利用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第 2	9条	提供の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	×12 2		NC D V - > 10 are	J
笛 c	⊋音	料金等		
Δ1 C			料.今及び丁東の子結を竿に関する弗田	0
			料金及び工事や手続き等に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	弗 3	1 余	月額料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

	第3	2条	工事	費の	支持	仏義	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第3	3条	料金	の計	算え	ケ 法	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第3	4条	割増	金•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第3	5条	遅延	損害	金		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第9	章	データ	・ソ	フト	ウェ	ェア	等	の	取	ŋ:	扱	٧١																				
	第3	6条	ソフ	トウ	エン	アの	著	作	権	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	O
		7条																														
		8条	OS																													
	第3	9条	運用	管理	! • 5	デー	・タ	O);	利	用	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	第4	0条	ソフ																													
	第4	1条																														
		2条																														
第1	0章	保守	ż																													
	第4	3条	修理	又は	復[日の	順	位	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	1
第1	1章	損害	賠償	•																												
	第4	4条	賠償	額の	予え	宦•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	第4	5条	免責	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	第4	6条	第三	者利	用		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	第4	7条	利用	責任	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	第4	8条	お客	さま	情報	報の	保	護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第1	2章	雑則	J																													
	第4	9条	承諾	の限	界		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
		0条																														
	第5	1条	法令	に規	定	ナる	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
別記	· ·	・・・氏名等	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	1																															
	2	STク																														
	3	STク	ラウ	ドサ	·—/	ベー	サ	_	ピ	ス	0	禁	止.	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	4	管轄裁	判所	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	5	ドメイ																														
	6	サーバ	(一証	明書	にた	系る	申	請	手;	続	き	0	代	行	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	7	新聞社	等の	基準	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	8	料金請 支払い	求書	等の	発行	亍•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	9	支払い	証明	書等	の		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
料金	表・		• •	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
附則	J • •		• •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このSTクラウドサーバーサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を 定め、この約款に基づき、STクラウドサーバーサービス、付加機能、STクラウドサーバー サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」とい います。)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

<u> カン木</u>		には、次の用語はてれてれ次の意味で使用しより。
	用 語	用語の意味
1	STクラウド サーバーサービス	サーバー装置及びサーバー装置に付随するコンピュータプログラム 等を使用して行うサービス
2	サーバー装置	STクラウドサーバーサービスを提供するために当社が設置するハードウェア装置であって、情報の蓄積又は転送等を行うもの
3	STクラウド サーバー契約	当社からSTクラウドサーバーサービスの提供を受けるための契約
4	STクラウド サーバー契約者	当社とSTクラウドサーバー契約を締結している者
5	ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいま す。)等によって割り当てられる組織を示す名称
6	独自ドメイン名	STクラウドサーバー契約者が所有するドメイン名
7	仮想装置	サーバー装置を論理的に分割し、STクラウドサーバーサービスを 提供するもの
8	タイプ 1 (ビジネス)	削除
9	タイプ 2 (プレミアム)	当社がSTクラウドサーバー契約者の要望に合わせたサーバー装置を 構築し、STクラウドサーバーサービスとして提供するもの。
1 0	タイプ 3 (エコノミー)	当社が1のサーバー装置において、1以上のSTクラウドサーバー契約者に対してサービスを提供するもので、予め当社が用意したメールサーバー機能やWebサーバー機能のみを提供するもの。
1 1	タイプ 4 (フレックス)	当社が1のサーバー装置において、1以上のSTクラウドサーバー契約者に対してサービスを提供するもので、STクラウドサーバー契約者自身が仮想装置の生成、変更、及び削除が可能なもの。
1 2	持込端末機器	タイプ4 (フレックス) 外部機器接続機能のために、当社データセン ターに持ち込まれる、S T クラウドサーバー契約者所有の端末機器
1 3	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 STクラウドサーバーサービスの提供区域

(STクラウドサーバーサービスの提供区域)

第4条 当社が提供するSTクラウドサーバーサービスの提供区域は、日本国内とします。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、料金表第1表第1(利用料金)に規定する1の細目ごとに1のSTクラウドサーバー契約を締結します。ただし、タイプ4及び細目がない種別については、1の種別ごとに1のSTクラウドサーバー契約を締結します。STクラウドサーバー契約者は、1のSTクラウドサーバー契約につき1人に限ります。

(STクラウドサーバー契約申込の方法)

- **第6条** STクラウドサーバー契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当 社所定の契約申込書等を当社に提出していただきます。なお、タイプ4については当社ホームペ ージ上から契約申込みを行うことができます。
 - (1) STクラウドサーバーサービスの種別及び細目
 - (2) その他STクラウドサーバー契約申込の内容を特定するための事項

(STクラウドサーバー契約申込の承諾)

- **第7条** STクラウドサーバー契約は、STクラウドサーバー契約の申込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのSTクラウドサーバー契約の申込み を承諾しないことがあります。
 - (1) STクラウドサーバーサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者がSTクラウドサーバーサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、 又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が第27条(提供停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、STクラウドサーバーサービスの提供の停止を受けている、又は当社が行うSTクラウドサーバー契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (5) その他STクラウドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があると き。

(最低利用期間)

- **第8条** STクラウドサーバーサービスについては、料金表第1表第1 (利用料金) に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 STクラウドサーバー契約者は、前項の最低利用期間内にSTクラウドサーバー契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1 (利用料金) に規定する額を一括して支払っていただきます。

(STクラウドサーバー契約内容の変更)

- **第9条** 当社は、STクラウドサーバー契約者から請求があったときは、第6条(STクラウド サーバー契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(STクラウドサーバー契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(サービス利用権の譲渡禁止)

第10条 STクラウドサーバーサービス利用権(STクラウドサーバー契約者がSTクラウドサーバー契約に基づいてSTクラウドサーバーサービスの提供を受ける権利)は、譲渡することができません。ただし、別記2に定める場合は除きます。

(STクラウドサーバー契約者が行うSTクラウドサーバー契約の解除)

第11条 STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバー契約を解除しようとするときは、予め当社に書面により通知していただきます。

(当社が行うSTクラウドサーバー契約の解除)

- **第12条** 当社は、第27条(提供停止)の規定よりSTクラウドサーバーサービスの提供を停止されたSTクラウドサーバー契約者が、その事実を解消しないときは、STクラウドサーバー契約を解除することがあります。
- 2 当社は、STクラウドサーバー契約者が第27条(提供停止)第1項及び第2項のいずれかに 該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第2 7条(提供停止)の規定にかかわらず、STクラウドサーバーサービスの提供停止をしないでS Tクラウドサーバー契約を解除することがあります。
- 3 当社は、STクラウドサーバー契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他 これに類する事由が生じたことを知ったときは、STクラウドサーバー契約を解除することがあ ります。
- 4 当社は、前3項の規定によりSTクラウドサーバー契約を解除しようとするときは、予めSTクラウドサーバー契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、タイプ4において、STクラウドサーバーサービスの契約が成立した時点から、10 日以内に当社指定のポータルサイトへ一度もログインがなされなかったと当社が合理的に判断した場合、STクラウドサーバー契約を解除いたします。
- 6 当社は、タイプ4において、STクラウドサーバー契約中に1の仮想装置等の設備も存在していない状態、又は料金表通則5項に定める月額料金が発生していない期間が、連続で30日以上継続した場合、STクラウドサーバー契約を解除いたします。
- 7 契約の解除によるSTクラウドサーバー契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、 当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

(その他の提供条件)

第13条 STクラウドサーバー契約に関するその他の提供条件については、別記1から4に定めるところによります。

第4章 契約者の義務

(利用に係るSTクラウドサーバー契約者の義務)

- **第14条** STクラウドサーバー契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、STクラウドサーバーサービスを利用しないこと。
 - (2) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- 2 STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、STクラウドサーバー契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
- 3 STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービスで使用するコンピュータプログラムなどに係るライセンス許諾契約等を遵守するものとし、利用において発生する一切の紛争について、STクラウドサーバー契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

- 4 当社は、前3項の規定によるほか、STクラウドサーバー契約者の行為が別記3に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係るSTクラウドサーバー契約者の 義務に違反しているものとみなします。
- 5 STクラウドサーバー契約者は、本条第1項及び第4項の規定に違反して当社設備を亡失し、 又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を 支払っていただきます。
- 6 STクラウドサーバー契約者は、前5項の規定の適用については、STクラウドサーバー契約者がSTクラウドサーバーサービスを利用して提供するサービス等を利用する第三者の行為についても、STクラウドサーバー契約者が行ったものとして当社に対して責任を負っていただきます。
- 7 STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービスを利用できなくなったと判断した場合には、STクラウドサーバー契約者の設備に故障が無いことを確認のうえ、当社に修理及び改善の請求を行っていただきます。また、STクラウドサーバー契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がSTクラウドサーバー契約者の設備にあった場合は、STクラウドサーバー契約者にその派遣に要した費用を負担していただく場合があります。この場合、負担に要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 8 STクラウドサーバー契約者は、持込端末機器を自ら運用、管理することとします。万が一、 持込端末機器に損害や不具合が生じた場合でも、当社はいかなる責任も負いません。
- 9 STクラウドサーバー契約者は、持込端末機器が、その瑕疵もしくはその他の事由により当社 又は第三者に損害を与えたときは、STクラウドサーバー契約者の責任において、生じた損害を 補償するものとします。

(バックアップ)

- **第15条** STクラウドサーバー契約者は、サーバー装置上および持込端末機器上において利用、作成、保管記録等するファイル、データ、プログラム、電子メールデータ等の全て(以下「契約者保有データ」といいます。)を自らの責任において利用し、保管管理し、かつバックアップを行うものとします。
- 2 当社は、STクラウドサーバー契約者が契約者保有データのバックアップを行わなかったことによって被った損害(逸失利益、データの消失、事業の中断、精神的損害、第三者に対する損害賠償・損失補償を含み、これらに限定されません。)について、いかなる責任も負わないものとします。

(アカウント及びパスワードの管理)

- **第16条** STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、もしこれらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えた場合には、STクラウドサーバー契約者はその損害を賠償するものとします。
- 2 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3 STクラウドサーバー契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的に パスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社はSTクラウドサー バー契約者に対しその旨を通知します。

(ソフトウェア等の管理)

- **第17条** STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービスの提供に関し、サーバー装置に付随して当社が提供するコンピュータプログラム等のソフトウェア(以下、「ソフトウェア」といいます。)の利用について、以下の条件を守るものとします。
 - (1) ソフトウェアを、STクラウドサーバーサービスを利用する目的以外に使用しないこと。
 - (2) 当社の事前の承諾なくソフトウェアを複製しないこと。

- (3) ソフトウェアを改変等しないこと。
- (4) STクラウドサーバー契約により知り得たソフトウェアに関する全ての情報を第三者に漏洩しないこと。
- (5) STクラウドサーバー契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その 他の処分をしないこと。
- (6) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (7) STクラウドサーバー契約の解除があったときは、当社がSTクラウドサーバー契約者に 提供しているソフトウェアをただちに消去すること。
- (8) ソフトウェアの利用に関し、第36条(ソフトウェアの著作権等)の規定を遵守すること。
- 2 前項の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、STクラウドサーバー契約 者は、当社又は第三者に対し、損害を賠償するものとします。

(必要情報の提供)

第18条 STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

(電子メールによる応答義務)

- **第19条** STクラウドサーバー契約者は、常に当社からの電子メールが、STクラウドサーバー 契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあっ た場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。
- 2 当社は、STクラウドサーバー契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

(技術基準の維持)

第20条 STクラウドサーバー契約者は、当社が当社ホームページ等において定める技術的条件 を遵守するものとします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- **第21条** 当社は、STクラウドサーバー契約者から請求があったときは、そのSTクラウドサーバー契約について、次の場合を除き、料金表第1表第2(付加機能利用料)に定めるところにより付加機能を提供します。
 - (1) 付加機能の提供を請求したSTクラウドサーバー契約者が、付加機能利用料の支払いを 怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等STクラウドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

- 第22条 付加機能には、最低利用期間を設ける場合があります。
- 2 前項の最低利用期間については、料金表第1表第2 (付加機能利用料) に定めるところによります。
- 3 STクラウドサーバー契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の解約があった場合は、 当社が定める期日までに、料金表第1表第2(付加機能利用料)に規定する額を一括して支払 っていただきます。

(付加機能の解約)

- 第23条 当社は、次の場合には付加機能を解約します。
 - (1) その付加機能の提供を利用しているSTクラウドサーバー契約者から解約の申出があったとき。
 - (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第2(付加機能利用料)に規定

する提供条件を満たさなくなったとき。

(3) その他技術的条件等により当社が付加機能を提供できなくなったとき。

第6章 附帯サービス

(附帯サービス)

- **第24条** STクラウドサーバーサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。
- (注) 本条に規定する別に定める内容は、別記5,6,8及び9に定めるものとします。

第7章 提供停止等

(利用の一時中断)

第25条 当社は、STクラウドサーバー契約者から請求があったときにおいて、当社のSTクラウドサーバーサービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、STクラウドサーバーサービスの利用の一時中断(そのSTクラウドサーバー契約に係る設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(提供中止)

- **第26条** 当社は、次の場合には、STクラウドサーバーサービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社又は他の事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき。
 - (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。
 - (4) 第28条 (利用の制限) の規定により、STクラウドサーバーサービスの提供を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりSTクラウドサーバーサービスの提供を中止するときは、予めそのことをSTクラウドサーバー契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(提供停止)

- **第27条** 当社は、STクラウドサーバー契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、STクラウドサーバーサービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 契約上の債務を履行しなかったとき。
 - (2) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷 又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
 - (3) 金融機関等によりSTクラウドサーバー契約者が指定した支払方法が使用することができなくなったとき。
 - (4) STクラウドサーバー契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、STクラウドサーバー契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。
 - (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約等違反により契約を解除されたとき。
 - (6) 別記3に定めるSTクラウドサーバーサービスの禁止事項を行ったとき。
 - (7) その他、当社が不適切と判断するとき。
- 2 当社は、STクラウドサーバー契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社 が定める期間(そのSTクラウドサーバーサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、

支払いを要することとなったSTクラウドサーバーサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのSTクラウドサーバーサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第14条(利用に係るSTクラウドサーバー契約者の義務)の第1項各号の規定に違反したとき、又は同条第4項の規定に該当するとき。
- 3 当社は、当社と複数のSTクラウドサーバー契約を締結しているSTクラウドサーバー契約者が、そのいずれかのSTクラウドサーバー契約に係るSTクラウドサーバーサービスで第14条(利用に係るSTクラウドサーバー契約者の義務)の第1項各号の規定に違反したとき又は同条第4項の規定に該当するときは、その全てのSTクラウドサーバー契約に係るSTクラウドサーバーサービスの提供を停止することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定によりSTクラウドサーバーサービスの提供停止をするときは、予め その理由、利用停止をする日及び期間をSTクラウドサーバー契約者に通知します。 ただし、 STクラウドサーバー契約者が第14条(利用に係るSTクラウドサーバー契約者の義務)の 第1項各号の規定に違反したとき又は同条第4項の規定に該当するときであって、STクラウ ドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はお それのある行為をしたときは、この限りでありません。
- 5 STクラウドサーバー契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメール アドレスを使用するものを含みます。以下、同じとします)について、他の事業者などから異 議申し立てがあり、そのSTクラウドサーバー契約者の電子メールの転送を継続して行うこと がサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社はそのSTクラウドサー バー契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。
- 6 STクラウドサーバーサービスの提供停止により、STクラウドサーバー契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(利用の制限)

第28条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、S Tクラウドサーバーサービスの利用を制限する措置をとることがあります。また、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要なSTクラウドサーバーサービスの利用及び公共の利益のため緊急を要するSTクラウドサーバーサービスの利用を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによるSTクラウドサーバーサービスの利用を制限する措置をとることがあります。この場合において、優先的に取り扱う内容は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 STクラウドサーバー契約者が、当社サービスの提供、他のSTクラウドサーバー契約者のサービスの利用又は当社設備に著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、そのSTクラウドサーバー契約者のサービスの利用を制限する場合があります。

(提供の廃止)

第29条 当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス種別、細目、付加機能、附帯サービス等の全部又は一部を廃止することがあります。これにより、STクラウドサーバー契約者又はSTクラウドサーバー契約者以外の第三者がなんらかの損害を被ったとしても当社は一切の責任を負いません。

第8章 料金等

(料金及び工事や手続き等に関する費用)

- **第30条** 当社が提供するSTクラウドサーバーサービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金とし、当社が提供するSTクラウドサーバーサービスの態様に応じて、利用料及び付加機能利用料を合算したものとします。
- 2 当社が提供するSTクラウドサーバーサービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表 (工事に関する費用)に規定する工事費とします。
- 3 STクラウドサーバー契約者はSTクラウドサービスに係る手続きを要する請求をし、その 承諾を受けたときは、料金表第3表(事務手数料等)に規定する手続きに関する料金を支払って いただきます。

(月額料金の支払義務)

- 第31条 STクラウドサーバー契約者は、そのSTクラウドサーバー契約に基づいて当社がSTクラウドサーバーサービスの提供を開始した日(提供開始日については、当社から書面等により通知します。ただし、付加機能については、当社がその付加機能の提供を開始した日とします。)から起算して、その契約の解除又は付加機能の解約があった日の前日(タイプ4に関しては当日)までの期間(提供を開始した日と解除又は解約があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金のうち月額で規定されているもの(以下「月額料金」といいます。)の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりSTクラウドサーバーサービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、STクラウドサーバー契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 提供停止があったときは、STクラウドサーバー契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、STクラウドサーバー契約者は、次の場合を除き、STクラウドサーバーサービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

STクラウドサーバー契約者の責めによらない理由により、そのSTクラウドサーバーサービス又は付加機能のみを全く利用できない状態(その契約に係る設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(サーバー装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵による場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

支払いを要しない料金

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのSTクラウドサーバーサービス又は付加機能のみについての料金。

- 3 前2項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定める ところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第32条 STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバー契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのSTクラウドサーバー契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、STクラウドサーバー契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 第1項の場合において、料金表第2表(工事に関する費用)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の計算方法等)

第33条 料金の計算方法並びに料金及び工事や手続き等に関する費用の支払方法は、料金表通 則に定めるところによります。

(割増金)

第34条 STクラウドサーバー契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第35条 STクラウドサーバー契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合(閏年についても365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

(ソフトウェアの著作権等)

- **第36条** STクラウドサーバーサービスで使用するソフトウェア(オープンソースコード・ソフトウエアを含む)については、当社は販売を行うものではなく、現時点で一般に入手可能なものをSTクラウドサーバー契約者に代わってインストールを行うものです。これらの各ソフトウェアの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社はいかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。ただし、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。
- 2 STクラウドサーバー契約者は、ソフトウェア等をSTクラウドサーバーサービス利用の目的 にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

(データ等の取り扱い)

第37条 STクラウドサーバーサービスにおける当社のサーバー上のデータが、滅失、毀損、当 社の責によらない漏洩、その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結 果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(OSの再インストール)

第38条 当社は、STクラウドサーバー契約者からの請求により、STクラウドサーバー契約者のディスク領域を利用開始時と同等の状態に初期化する作業を行います。STクラウドサーバー契約者は、この作業を行うことにより、それ以前に当該サーバーのハードディスク内に蓄積されたデータ、ソフトウェア等は滅失することを予め了解の上、当社に請求するものとします。

(運用管理・データの利用等)

第39条 当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業等を目的として、STクラウドサーバー契約者の仮想装置もしくはサーバー装置に管理者権限をもってログインできるものとします。また、当社はサーバー設備の故障又は停止の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約ディレクトリ内のデータを確認し、又は複写、複製することがあります。

(ソフトウェアの更新等)

第40条 当社は、STクラウドサーバー契約者に提供するソフトウェア・プログラムについて、 当社が必要と判断した場合に限り、バージョンアップや修正などの措置を実施できるものとします

(データ・ソフトウェア等の消去)

- **第41条** 当社は、STクラウドサーバー契約者の登録した情報等又はSTクラウドサーバー契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合、又は第27条(提供停止)第1,第2,第3及び第5項のいずれかに該当するときは、STクラウドサーバー契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。
- 2 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

(解除時のデータ・ソフトウェア等)

第42条 第11条 (STクラウドサーバー契約者が行うSTクラウドサーバー契約の解除)又は第12条 (当社が行うSTクラウドサーバー契約の解除)によりSTクラウドサーバー契約が解除された場合、当社はサーバー内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによるSTクラウドサーバー契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第10章 保守

(修理又は復旧の順位)

第43条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第28条(利用の制限)の規定により優先的に取り扱われるSTクラウドサーバーサービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるも の 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

² 当社は、当社の設置した設備を修理又は復旧するときは、暫定的にサーバー装置等を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(賠償額の予定)

- 第44条 当社の責めに帰すべき事由により、STクラウドサーバー契約者がSTクラウドサーバーサービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社がSTクラウドサーバー契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、STクラウドサーバーサービスに係る料金表第1表(料金)に規定する月額料金(STクラウドサーバーサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る月額料金)の基本額の30分の1に利用不能の日数(24時間を1日とし、24時間を満つるごとに1日を加算します。)を乗じた額(円未満切り捨て)を当該月額料金から減額します。
- 2 STクラウドサーバーサービスおよび持込端末機器上のデータにおける損傷又は減失について、いかなる理由があろうとも、当社は一切の責任を負いません。ただし、持込端末機器に限り、当社が行った持込端末機器の設置工事に起因した瑕疵については、その時価(客観的に妥当な額として当社が算定した額)を上限にその損害を賠償します。

(免責)

第45条 第44条(賠償額の予定)の規定は、STクラウドサーバー契約に関して当社がST クラウドサーバー契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社はSTクラウドサーバー契約者、第46条(第三者利用)に規定する第三者、その他いかなる者に対してもSTクラウ

ドサーバーサービスを利用した結果について、STクラウドサーバーサービスの提供に必要な設備の不具合・故障などによってその結果発生する直接あるいは間接の損害(逸失利益、データの消失、事業の中断、精神的損害、第三者に対する損害賠償・損失補償を含み、これらに限定されません。以下、本条において同じとします。)について、第44条(賠償額の予定)の責任以外には、債務不履行、明示又は黙示の保証責任その他請求原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、STクラウドサーバー契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合には、本項は適用しません。

- 2 当社は、サーバー装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵に起因して発生する損害やサーバー装置に付随するコンピュータプログラムの利用及びサーバー装置に付随するコンピュータプログラムを当社が変更することに起因して発生する損害について、第44条(賠償額の予定)の責任以外には、いかなる責任も負いません。また、当社は、STクラウドサーバー契約者が当社に請求してインストールしたOS等のコンピュータプログラムやSTクラウドサーバー契約者が自らインストールしたコンピュータプログラムやデータ等及び持込端末機器が原因で発生する損害については、いかなる責任も負いません。
- 3 STクラウドサーバー契約者が、STクラウドサーバーサービスの利用にあたり、他の事業者から提供を受けている役務に起因してSTクラウドサーバーサービスが利用不能となった場合、 当社は、STクラウドサーバー契約者が被った損害については、いかなる責任も負いません。
- 4 当社は、この約款等の変更により、STクラウドサーバー契約者が設定もしくは設置したコンピュータプログラムの改造又は変更(以下「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

(第三者利用)

- **第46条** STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者にSTクラウドサーバーサービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 2 前項の場合において、STクラウドサーバー契約者は、当該第三者に対して、第4章(契約者の義務)に定めるSTクラウドサーバー契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が第4章(契約者の義務)に定めるSTクラウドサーバー契約者の義務に違反した場合は、STクラウドサーバー契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
- 3 第1項の場合において、STクラウドサーバー契約者はSTクラウドサーバーサービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うものとします。また、第三者より損害賠償等があった場合には、STクラウドサーバー契約者は、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。
- 4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した 稼働等の費用、及び当社から第三者に対して支払った損害費用等をSTクラウドサーバー契約者 に請求できるものとします。

(利用責任)

- **第47条** STクラウドサーバーサービスの利用に関連して、STクラウドサーバー契約者が他の STクラウドサーバー契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合又はSTクラウドサーバー契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、STクラウドサーバー契約者は自己 の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
- 2 STクラウドサーバー契約者が、STクラウドサーバーサービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、STクラウドサーバー契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

(お客さま情報の保護)

第48条 当社は、当社ホームページで公表する「個人情報保護方針」に定めるところにより、S Tクラウドサーバー契約者にかかる情報(STクラウドサーバーサービス申込時又はSTクラウ ドサーバーサービス提供中に、当社がSTクラウドサーバー契約者に関して取得する氏名、住所、 電話番号及び契約者識別等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします)を適切に取り扱い ます。

2 当社は、STクラウドサーバーサービスの提供にかかるお客さまの情報は、当社ホームページで公表する「情報セキュリティ方針」に定めるところにより適切に管理し、機密保護に努め、 第三者に漏洩しないものとします。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第49条 当社は、STクラウドサーバー契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるなど、STクラウドサーバーサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(特約条項等)

第50条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、STクラウドサーバー契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)でSTクラウドサーバーサービスを提供することがあります。

この場合、当社とSTクラウドサーバー契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第51条 STクラウドサーバーサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

別記

別記

1 氏名等の変更

- (1) STクラウドサーバー契約者は、その氏名もしくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社に通知していただきます。
- (2) (1) の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

2 STクラウドサーバー契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割によりSTクラウドサーバー契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 STクラウドサーバーサービスの禁止事項

STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社のSTクラウドサーバーサービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある 行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の 人格的権利、肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (3) 他人の財産を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (5) STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバーサービス利用の上でのみ知り得る情報を第三者に漏洩する行為。
- (6) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、 あるいはそれに類似する行為。
- (7) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
- (8) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある る行為。
- (9) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為。
- (10) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。 為。
- (11) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為又は未承認 医薬品等の広告を行う行為。
- (12) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (13) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
- (14)無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
- (15) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び 児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (16) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。) が 規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以

下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、 あるいはそれに類似する行為。

- (18) 第三者のSTクラウドサーバーサービスの利用などに支障を与える方法あるいは態様に おいてSTクラウドサーバーサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (19) 他人の設備等又はSTクラウドサーバーサービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (20) 当社あるいは第三者の運用する設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用する設備に支障を与える方法あるいは態様においてSTクラウドサーバーサービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (21) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為又は関連するCGI等の設置。
- (22) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ プログラムをSTクラウドサーバーサービスを利用して使用したり、第三者に提供する行 為、あるいはそのおそれのある行為。
- (23) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (24) Web サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他人の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する 行為又はそのおそれのある行為。
- (25) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2 等の高額な通信回線に変更 する行為、及び設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
- (26) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為。
- (27) STクラウドサーバーサービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
- (28) 他人のID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。 他人になりすましてSTクラウドサーバーサービスを利用する行為。
- (29)違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (30) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、 殺人、脅迫等)を請負し、仲介し又は誘引(他人に依頼することを含む)する行為。
- (31)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (32) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (33) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・ 侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
- (34) 画面上での対話の流れを妨害し又は他の利用者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (35) 高負荷のCGI/SSIの稼働や、オンラインゲーム、2 shotCHATなど別途禁止されている全ての行為。
- (36)他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様においてSTクラウドサーバーサービスを利用する行為。
- (37) その行為が前各号の何れかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為。
- (38)その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (39) その他法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (注) STクラウドサーバー契約者が禁止事項に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第27条(提供停止)に定める措置を行うほかに、STクラウドサーバー契約

者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社がSTクラウドサーバー契約者の違反行為により被る損害費用等をSTクラウドサーバー契約者に請求することがあります。

4 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所 を第一審の管轄裁判所とします。

5 ドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、STクラウドサーバー契約者から請求があったときは、そのSTクラウドサーバー契約者に代わって日本レジストリサービス等(以下「JPRS等」といいます。)にドメイン名(JPRS等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。)の割当て、変更もしくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、STクラウドサーバー契約者はJPRS等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) 当社は(1) のドメイン名に係る申請手続きについて、次のトップレベルドメインに関して取り扱うものとします。

.jp/.com/.net/.org/.biz/.info

- (3) (1) の場合、STクラウドサーバー契約者は、料金表第4表第1 (申請手数料) に規定する手数料を支払っていただきます。
- (4) STクラウドサーバー契約者は、その契約者回線においてドメイン名を利用している場合は、料金表第4表第2(ドメイン名維持管理料)に規定する独自ドメイン機能に係る料金を支払っていただきます。
- (5) STクラウドサーバー契約者は、ドメイン名を利用している場合において、STクラウドサーバー契約の解除又は付加機能の解約の申し出があった時は、そのドメイン名について、速やかに指定事業者(JPRS等に対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRS等が定めるものをいいます。以下この別記5において同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きにかかる請求をしていただきます。
- (6) (5) の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (7) (5) 又は(6) の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の維持管理料の支払いを要する期日が到来した場合は、STクラウドサーバー契約者は、料金表第4表第2(ドメイン名維持管理料)に規定する料金を支払っていただきます。

6 サーバー証明書に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、STクラウドサーバー契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのSTクラウドサーバー契約者に代わって、別に定める認証機関にそのSTクラウドサーバーサービスで使用する特定のセキュリティープロトコル(以下「SSL」といいます。)に係るサーバー証明書(当社が別に定めるものに限ります。)について、取得及び更新の申請手続き等を行います。ただし、サーバー証明書の利用を開始できる日は、手続き等の都合に依存します。
- (2) (1) の場合、STクラウドサーバー契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第4表第3(サーバー証明書利用料)に規定するサーバー証明書利用料を支払っていただきます。
- (3) STクラウドサーバー契約者が(1)の規定により取得及び更新したサーバー証明書を利用している場合に、そのサーバー証明書を利用しているSTクラウドサーバー契約の解除を行うときは、当社は、料金表第4表第3(サーバー証明書利用料)に規定するサーバー証明書利用料を返還しないものとします。

7 新聞社等の基準

	区 分	基準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議するこ
		とを目的として、あまねく発売されること。
		(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2	放送事業者	電波法(昭和 25年法律第 131号)の規定により放送局の免許を受け
		た者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース (1欄の基準のすべてを備えた日刊
		新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報
		(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とす
		る通信社

8 料金請求書等の発行

当社は、STクラウドサーバー契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、そのSTクラウドサーバーサービスに係わる料金請求書等(以下「料金請求書等」といいます。)を発行します。この場合、STクラウドサーバー契約者は、料金表第4表第4(発行料)に定める発行料を支払っていただきます。ただし、この規定にかかわらず、料金表第4表第4(発行料)に定める発行料をいただかない場合があります。

9 支払い証明書等の発行

当社は、STクラウドサーバー契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、そのSTクラウドサーバーサービスに係わる支払い証明書等(以下「支払い証明書等」といいます。)を発行します。この場合、STクラウドサーバー契約者は、料金表第4表第4(発行料)に定める発行料を支払っていただきます。

料 金 表

料 金 表 目 次

通則・		• • •	• • •	• •	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
第1表	料金・・・																												
第 1	利用料金•																												
1	適用・・・		• •	• •		•	•		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
2	料金額••	• • •	• •			•	•		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
第2	付加機能和	川用料・	• •			•	•		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
1	適用・・・		• •			•	•		•	•		•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
2	付加機能0)種類等	等 ·	• •	• •	•	•	• •	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
第2表																													
第1	工事費・・																												
1	適用・・・																												
2	工事費の額	頁••	• • •	• •	• •	•	•	• •	•	•		•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
第3表	事務手数米																												
1	適用・・・																												
2	料金額··	• • •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	•		•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9
第4表	附帯サーヒ																												
第1	申請手数料																												
第 2	ドメインネ		,	•																									
第3	サーバー記																												
第4	発行料・・	• • •	• •	• •		•	•		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、タイプ2、及びタイプ3について、STクラウドサーバー契約者がそのSTクラウドサーバー契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。起算日は、暦月の初日とします。
- **2** 当社は、タイプ 2、及びタイプ 3 について、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日にSTクラウドサーバーサービスの提供の開始(付加機能の提供については提供の開始)があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にSTクラウドサーバー契約の解除(付加機能についてはその解約) があったとき。
 - (3) 暦月の初日にSTクラウドサーバーサービスの提供の開始(付加機能の提供については提供の開始)を行い、その日にその契約の解除(付加機能についてはその解約)があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日にSTクラウドサーバーサービスの種別などの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第31条(月額料金の支払義務) 第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。この場合、第31条(月額料金の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- **4** 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、タイプ4について、STクラウドサーバー契約者が毎日0:00から翌日0:00まで(翌日の0:00は含みません)の間(以下「当日」といいます。)に生成した仮想装置や利用した付加機能など課金対象として料金表に記載のあるものすべてについて、それぞれ当日利用した最も高額な月額料金を当該月の暦日数で日割りしたものを当日の料金(以下「当日料金」といいます)とし、当日料金を歴月の初日から末日まで積算し、すべて合計したものを当月の月額料金とします。
- **6** 当社は、タイプ4について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して10日間は当日料金をいただきません。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- **8** STクラウドサーバー契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用について、当社が別に 定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
 - (注)料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、STクラウドサーバー契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金、工事に関する費用、事務手数料等及び附帯サービスに関する料金について、 STクラウドサーバー契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、予め前受 金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 11 第30条(料金及び工事や手続き等に関する費用)から第32条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金及び工事や手続き等に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。
 - (注) この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。
- **12** 9の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、STクラウドサーバー契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- **13** 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表(料金)、第2表(工事に関する費用)並びに第30条(料金及び工事や手続き等に関する費用)から第32条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
 - (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分		内容
(1)種別等に	ア STクラウドサ	ーバーサービスには次表のとおり提供の形態
係る料金の適用	による種別があり	ます。
	種別	内 容
	タイプ2 (プレミアム) タイプ3 (エコノミー) タイプ4 (フレックス)	第3条(用語の定義)参照
	イ削除	
	ウ削除	
	工削除	
	オ タイプ2につい あります。	ては、次表のとおり提供の形態による細目が
	細目	内容
	ベース プラン	当社がSTクラウドサーバー契約者の 要望に合わせたサーバー装置を構築 し、STクラウドサーバーサービスと して提供するもの
	プラス プラン	ベースプランに加え、ISO/IEC27017 (クラウドセキュリティ認証) に準拠 したもの
	カ タイプ3につい があります。	ては、次表のとおり、提供の形態による細目
	細目	内 容
	プランA (メール)	電子メールの蓄積、読み出し等を 行う機能を提供するもの
	プランB (W e b)	ホームページに係る情報の蓄積又 は公開等を行う事ができる機能を 提供するもの
	プランC (メール&Wel	プランAとプランBの機能を提供 o) するもの

備考

- 1 STクラウドサーバー契約者はコース又はプランの 変更を行うことができます。ただし、タイプ 4 は除き ます。
- 2 STクラウドサーバーサービスは独自ドメイン名で 利用することができます。
- 3 当社は、プランA及びCの1の契約につき10のメールアドレスまで利用を可能とし、1のメールアドレスに蓄積できる情報量は1GBとします。
- 4 STクラウドサーバー契約者は、プランA及びCの場合、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。追加することができるメールアドレスの数は、標準提供する10のメールアドレスと合算で最大5000個までとします。
- 5 本タイプの提供に係るDNS機能を標準で提供します。(標準で登録可能なゾーン数は、5までとします。)ただし、当社が提供するDNS機能が適切に動作しないことにより生じた損害については、一切の責任を負いません。また、当社が提供するDNS機能を予告なく変更する場合があります。このことにより生じた損害についても一切の責任を負いません。
- キ タイプ4については、次表のとおり提供の形態による細目があります。

細目	内 容
Vコース	サーバー装置における中央処理装置の 処理能力及び、主記憶装置を複数の仮 想装置に分割し提供するもの
Pコース	1のサーバー装置における中央処理装置の処理能力及び、主記憶装置を提供するもの

備考

- 1 STクラウドサーバー契約者はタイプ又はコースの 変更を行うことはできません。
- 2 Pコースに係る詳細事項は、当社が別に定めるところによります。
- 3 本タイプの提供に係るDNS機能を標準で提供します。(標準で登録可能なゾーン数は、5までとします。)ただし、当社が提供するDNS機能が適切に動作しないことにより生じた損害については、一切の責任を負いません。また、当社が提供するDNS機能を予告なく変更する場合があります。このことにより生じた損害についても一切の責任を負いません。
- ク タイプ4のVコースについては、1の仮想装置における中央 処理装置の仮想処理能力は、次表の処理能力数にて利用するこ とができます。

区 分	選択可能な仮想処理能力数
	ベストエフォート
	1
	2
中央処理装置の 仮想処理能力	4
	6
	8
	10

備考

- 1 仮想処理能力は中央処理装置の処理能力を仮想的に表す単位であり、詳細については、当社ホームページ等において定めます。
- 2 仮想処理能力におけるベストエフォートとは、1の仮想処理能力について複数のSTクラウドサーバー契約者で処理性能を共有するものであり、1の仮想処理能力を最大とします。
- ケ タイプ4のVコースについては、1の仮想装置における主記 憶装置は、次表の利用容量にて利用することができます。

区分	仮想処理能力数	選択可能な利用容量
	ベストエフォート	1 GB
	1	1, 2, 4, 6 GB
	2	2, 4, 6, 8, 12 GB
主記憶装置 の利用容量	4	4, 6, 8, 12, 16, 24 GB
, , , , , , ,	6	8, 12, 16, 24, 32 GB
	8	16, 24, 32, 48 GB
	10	24, 32, 48, 64 GB

備考

主記憶装置の選択可能な利用容量は生成する仮想装置の仮想処理能力数によって異なります。

コ タイプ4のVコースについては、1の仮想装置における外部 記憶装置は、次表の利用容量にて利用することができます。

区 分	単 位	合計の下限	合計の上限
外部記憶装置 の利用容量	20GB ごとに	20GB	2, 000GB

備考

外部記憶装置の単位は、10GB を 100 億バイトで計算した場合の数値です。

(2)利用料の 適用	STクラウドサーバーサービスに係る利用料については、タイプ4については仮想装置又はサーバー装置ごとに、タイプ3についてはサーバー機能ごとに、2(料金額)に規定する利用料を適用します。また、タイプ2については、STクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて利用料を適用します。
(3)最低利用 期間に係る料金 の適用	ア STクラウドサーバーサービスの利用については、最低利用 期間があります。 イ アに規定するタイプ2の最低利用期間は、STクラウドサー
	バー契約者ごとに定めるものとします。タイプ3については、 1のSTクラウドサーバー契約ごとに1ヶ月とします。また、 タイプ4の最低利用期間はありません。 ウ 削除
	エ タイプ3のSTクラウドサーバー契約者は、仮想装置の最低利用期間内にクラウドサーバーサービス契約の解除等により、仮想装置の利用を終了した場合は、仮想装置ごとに、1ヶ月分の料金(利用を終了した仮想装置に係る2(料金額)に規定す
	る「利用料」の額の1ヶ月分とします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。ただし、その場合には、別途月額料金の支払いは要しません。 オ当社は、エの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。

2 料金額(利用料[基本額])

(ア) 削除

(イ) タイプ2

STクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて別に算定する料金を支払っていただきます。

(ウ) タイプ3

区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)
プランA (メール)		3,000円 (3,300円)
プランB (W e b)	1のサーバー機能ごとに	3,000円 (3,300円)
プランC (メール&Web)		4,800円 (5,280円)

備考

プランCについては、メール&Webを1のサーバー機能とします。

(エ) タイプ4

①Vコース

区分	単位		料金額[月額	頁](税込価格)
		ベスト エフォート	2,000円	(2,200円)
	1の仮想装置で	1	6,000円	(6,600円)
		2	12,000円	(13, 200円)
中央処理装置の 処理能力	利用する	4	24,000円	(26,400円)
) S. M. 135) 0	仮想処理能力数	6	36,000円	(39,600円)
		8	48,000円	(52,800円)
		10	60,000円	(66,000円)
	1 の仮想装置で 利用する 主記憶装置の 利用容量	1GB	1,000円	(1,100円)
		2GB	2,000円	(2,200円)
		4GB	4,000円	(4,400円)
		6GB	6,000円	(6,600円)
		8GB	8,000円	(8,800円)
主記憶装置の 利用容量		12GB	12,000円	(13, 200円)
利用谷里		16GB	16,000円	(17,600円)
		24GB	24,000円	(26, 400円)
		32GB	32,000円	(35, 200円)
		48GB	48,000円	(52,800円)
		64GB	64,000円	(70,400円)
外部記憶装置の 利用容量	20GBごと	-	2,000円	(2, 200円)

備考

- 1 主記憶装置の利用容量については、適用に定めるとおり、生成する仮想装置の仮想処理能力数により選択可能な利用容量が決まっています。
- 2 外部記憶装置の利用容量については、適用に定めるとおり、合計の下限と上限があります。
- 3 STクラウドサーバーサービスを提供する設備構成にかかわらず、利用料は同一の料金額を適用します。

② P コース

区分	単位	料金額[月額](税込価格)	
Pコースに係るもの	1のサーバー装置 ごとに	210,000円(231,000円)	

備考

STクラウドサーバーサービスを提供する設備構成にかかわらず、利用料は同一の料金額を適用します。

第2 付加機能利用料

1 適用

区分	内 容
(1)付加機能 の利用	当社に付加機能の利用を請求したSTクラウドサーバー契約者は、2 (付加機能の種類等) に定めるところにより付加機能を利用することができます。
(2)付加機能 利用料の適用	STクラウドサーバーサービスに係る付加機能について、2 (付加機能の種類等)に規定する料金額を適用します。
(3)最低利用期間に係る料金の適用	ア 2 (付加機能の種類等) に定める特定サービス接続機能、インターネットVPN終端機能及び外部機器接続機能については、最低利用期間があります。 イ アに規定する最低利用期間は、当該付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。 ウ 当該付加機能の提供を受けるSTクラウドサーバー契約者は、最低利用期間内に当該付加機能の解約があった場合は、2ヶ月分の料金(利用を終了した当該付加機能に係る2(付加機能の種類等)に規定する料金額の2ヶ月分とします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。

2 付加機能の種類等

(ア) タイプ2

	区 分	単位	料金額 [月額] (税込価格)
基本ソフト ウェア (O S) 提供機 能	基本ソフトウェア (OS) を提供する機能をいいま す。	1の機能ごとに	当社ホームページ 等に定めるところ によります。
	ア 削除 イ 当社は、本機能の利力を負いません。 ウ 当社の故意又は重大される ウ 当社の故意又は重大される イの規定は適用しません。 エ 本機能において、そ るところによります。	な過失により生じ† ん。	
特定サービス接続機能	特定サービス(高速イーサネット網サービス(ST-WAN)契約約款に規定する高速イーサネット網サービスとします。以下この欄において同じとします。)と接続する機能をいいます。	1の機能ごとに	10, 000 円 (11, 000 円)

	備考	ア 削除 イ 本機能は、特定サービ WAN) 契約約款に規定す。 者に限り提供します。 ウ 本機能には、最低利用 した日から起気に全な機能 ません。 オ 当社は、本機能の利用 を負社のもは、本機能の利用 を自社のもは、本機能の利用 を自社のもは、本機能の利用 を自社のもは高又は重大が オ 本機能においます。 キ 本機能によります。	る高速イーサネッ 用期間があります。 目間とします。 を果たすことを使用に伴い発生する打 は過失により生じた。	本機能の利用を開始 R証するものではあり 損害については、責任 と損害である場合は、	
ウイルス対 策機能	知 ウ 置	コンピュータウイルスの検 コ及び削除等を行うソフト フェアを利用して、仮想装 プロコンピュータウイルス 対策を行う機能をいいま に			
	備考	によります。 ウ 本機能は、ウイルス 証するものではありませる。 エ 本機能の利用に伴い、 があります。また、ソ に、本機能の提供を中国 オ 当社は、本機能の利。 いては、いかなる責任を カ 当社の故意又は重大。 オの規定は適用しません。	対策として完全な せん。 、仮想装置の処理、 、仮見をといるでののが 上するでが不ら、 とのできるでが不らり。 というではまない。 というでは、 というでででは、 というでででででいる。 というででででいる。 というででででいる。 というでででででいる。 というでででは、 というででできる。 というででできる。 というででできる。 というででできる。 というででできる。 というででできる。 というででできる。 というででできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 というできる。 といるできる。 というでもでもできる。 というでもでもできる。 というできる。 というでもできる。 というでもでもでもできる。 というでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも	能力が低下する可能性 ージョンアップ等の際 ます。 伴い発生する損害につ た損害である場合は、 た損害である場合は、 能に関する秘密は 動る通信の通信記録及う 契約者が閲覧すること 事業者が閲覧すること ドサーバー契約者は本	

ケ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定め

ていただきます。

るところによります。

(イ) タイプ3

	区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)		
仮想装置監 視機能	別に定める方法により 仮想装置の監視を行 い、異常を検知した場 合にSTクラウドサー バー契約者に通知する 機能をいいます。	し、1 監視ポイン 基 トまで	無料		
	IPアドレスに限り エ 仮想装置監視機 ろによりまは、監視	イ 削除 ウ タイプ3に係る1の仮想装置につき1の Ping 監視機能(1の IPアドレスに限ります。)を提供します。 エ 仮想装置監視機能に係る細目事項は、当社が別に定めるとこ ろによります。 オ 本機能は、監視機能として完全な機能を果たすことを保証す るものではありません。 カ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を			
運用代理機能	別に定める方法により 仮想装置の運用を行う 機能をいいます。	基 本 で 連絡 で まで	無料		
	す。 ウ 本機能は、運用 るものではありま エ 当社は、本機能 備 負いません。 考 当社の故意又に エの規定は適用し カ 本機能において	イ 本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 ウ 本機能は、運用機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 エ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。			

電子メール 機能	電子メールの蓄積、記み出し又は転送等を行う機能をいいます。	++ 取入10 / / /
		加 第 (1GB/ 1メール アドレス) 1,000円 (1,100円)
	(プランA, プランCに限ります。) に、サーバー契約に適用します。 サーバー契約者は、利用するメールアドレスの つることができます。 いできるメールアドレスの数は、最大 4,990 (日) までとします。 こより付与される1のメールアドレスにおいってきるメール情報蓄積装置の容量は 1GB とします。 こまり付与される1のメールを予め転送先としている。 できるメール情報蓄積装置の容量は 1GB としまます。 できるメール情報蓄積装置の容量は 1GB としまままます。 では、サーバー契約に関する技術上又は業務のよい理由があるときは、メールアドレスを変す。 とがあります。この場合、予めその旨をST を とがあります。この場合、予めその旨をST を とがあります。この場合、予めその旨をST を とがあります。この場合、予めその旨をST を とがあります。この場合、予めその旨をST を とがあります。この場合、予めその旨をST を とがあります。この場合、予めその旨をST を とがあります。
メーリング リスト機能	同報メール(メーリングリスト)機能を提信 します。	
	係るSTクラウ イ 本機能は、メ ことを保証する ウ 当社は、本機 負いません。 備 エ 当社の故意又 考 ウの規定は適用	て、その他提供条件については当社が別に定め

ウイルスチ ェック機能	************************************
	ます。以下同じとしま す。)及び迷惑メール (広告や不快な内容を 無差別に送りつけるメ ールのこと。以下同じ とします。)が含まれ る場合、当該コンピュ ータウイルス及び迷惑 メールを検知し、削除 等を行う機能をいいま す。
	ア 当社は、タイプ3(プランA, プランCに限る)に係るSTクラウドサーバー契約者に限り、本機能を提供します。 イ 当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスで送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)及びサーバー装置が扱うメールアドレスで受信された電子メールに含まれる迷惑メールについて、当社が定めるセキュリティ対策ソフトウェア(2023年7月31日までは、Dr. WEB Mail Security、2023年8月1日以降は、FortiMail)を用いて検知し、ウイルス検知では、当該メールを削除、迷惑メール検知では、当該メールの件名に迷惑メールであることを示す文字列を付加します。なお、ウイルス及び迷惑メール検知は、セキュリティ対策ソフトウェアベンダーが提供するパターンファイル(ウイルス及び迷惑メールを検知するために、その特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なものに限ります。ウ 本機能は、ウイルス及び迷惑メールの検知において完全な機能を果たすことを保証するものではありません。エ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(ウ) タイプ4

	区	分		単位	料金額[月額] (税込価格)
外部記憶装 置の利用容 量の追加機 能	容 容量を追加する機能			20GB ごとに	2,000円(2,200円)
nL	備考	ア Vコースで利用できる最大容量は、第1 (利用料金) 1 (適用) に定めるとおりとします。 イ Pコースで利用できる最大容量については、当社が別に定めるところによります。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。			
オプション 型外部記憶 装置機能	記憶	プション型の外部 意装置を利用する ∈をいいます。	Vコース	20GBごとに	800円 (880円)
			Pコース	1TBごとに	15, 000円 (16, 500円)
	ア Vコースで利用できる最大容量は、4TBまでとします イ Pコースで利用できる最大容量については、当社が るところによります。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害についてに を負いません。 オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害であるも ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が るところによります。				ては、当社が別に定め 損害については、責任 上損害である場合は、
オプション 型外部記憶 装置機能 (大容量タ イプ)	記憶	プション型の外部 意装置を大容量利 つる機能をいいま		500GBごとに	5, 000円 (5, 500円)
	ア VコースおよびPコースで利用できる最大容量は、10TB とします。 イ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、を負いません。 ウ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合イの規定は適用しません。 エ 本機能は、当社設備の都合により提供できない場合があす。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別にるところによります。				損害については、責任 は損害である場合は、 できない場合がありま

NAS型外 部記憶装置 機能	装置	AS型の外部記憶 量を利用する機能 いいます。	1台	48, 000円 (52, 800円)
(2023年3月1 日より新規 受付を停止)	G	2台による冗長構成時	96, 000円 (105, 600円)	
	備考	イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ いム憶 冗定 す 約成 途 準 し0期期 度継Nら を 当デ を サ て (装本長め利。本時(本ご本日本たか間間本、続Aデ本い本社一当負当の、N置機構る用そ機にレ機相機程機日月分内機新申S一機た機は夕社い社規契Fを能成とでの能申プ能談能で能及とのに能し込装タ能だ能新のはまの定約S提はとこき詳を出りをくは2にびし月夕はいが置をのきのし完、せ故は者及供、なろる細同がカ利だ、カは5ま額イ、N必に移申ま提い全本ん意適	当りに大いった。	ワ可 A そ はこ2装すー ら 、取にまつし替らし て 障がま員 たり アA S も B と

ユーザーバ ックアップ 機能	外部記憶装置及びオプション型外部記憶装置に蓄積された電表で一夕のバックアップ等を行う機能をいいます。契約している外部記憶装置及びオプション型外部 は00円記憶装置の利用容量20GB できた。
	ア ユーザーバックアップ機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。 イ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
テンプレー ト保存機能	仮想装置等のイメージをテンプレート化し、保存する機能をいいます。契約している外部記憶装置及びオプション型外部は 記憶装置の利用容量20GBに ごとに400円 (440円) ごとに
	ア テンプレート保存機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。 イ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
基本ソフト ウェア (O S) 提供機 能	基本ソフトウェア (OS) を提供する 機能をいいます。 当社ホームページ 等に定めるところ によります。
	ア 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 イ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、アの規定は適用しません。 ウ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

		1	T		
ファイアウォール機能	STクラウドサーバ 基 一契約者による設定 本 に基づいて、接続す 額	1の機能	無料		
	る通信を制限する機能をいいます。 加 第	1の機能追加ごとに	2,000円 (2,200円)		
	ア 1のSTクラウドサーバー契約で複数のファイアウォール 能を必要とする場合には、本機能を追加する必要があります。 イ ファイアウォール等に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。 ウ 本機能は、ファイアウォールとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 エ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。 カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定るところによります。				
仮想装置負 荷分散機能	複数の仮想装置について、STクラウドサーバー契約者が行う設定に基づき、その処理等に係る負荷を分散する機能をいいます。	だ を 1 の機能ごとに	4, 000円 (4, 400円)		
	ところによります イ 本機能は、完全 ません。 ウ 当社は、本機能 を負いません。 エ 当社の故意又は ウの規定は適用し オ 本機能において	ません。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任 を負いません。			
仮想LAN (VLAN)機能	当社が別に定める仮想 I A N 数を超える仮想 L A N を提供する機能をいい ます。	1の機能ごとに	2,000円 (2,200円)		
	ア 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 イ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 ウ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、イの規定は適用しません。 エ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。				

特定サービス接続機能	特定サービス(高速イー サネット網サービス(ST- WAN) 契約約款に規定する 高速イーサネット網サー ビスとします。以下この 欄において同じとしま す。) と接続する機能を いいます。
	ア 本機能は、特定サービス(高速イーサネット網サービス(ST-WAN)契約約款に規定する高速イーサネット網サービス)の契約者に限り提供します。 イ 本機能には、最低利用期間があります。本機能の利用を開始した日から起算して1年間とします。 ウ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 エ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。 カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
インターネ ットVPN 終端機能	インターネットVPN (インターネットを利用 した拠点間暗号化通信) を構成するために必要な 暗号化通信を終端する機 能をいいます。
	ア 本機能は、STクラウドサーバーサービスを提供する仮想装置側の暗号化通信機能のみ提供します。 イ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
仮想VPN 機能	データセンター側に仮想 的に構築したVPN機能 により、プライベートな ネットワークを利用する ことができる機能をいい ます。
	ア 本機能は、STクラウドサーバーサービスを提供する仮想装置側の暗号化通信機能のみ提供します。 イ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、いか

_					
	なる責任も負い				E at will All
	エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、				
	ウの規定は適用しません。				
	オー本機能において、その他提供条件については当社が別に定め				
	るところにより		· ·		T
仮想装置監	別に定める方法によ				
視機能	り仮想装置の監視を				
	行い、異常を検知し	- 2	-		
	た場合にSTクラウ	/T		監視ポイントまで	無料
	ドサーバー契約者に	TH.			
	通知する機能をいいます。	`			
	より。 				
	記憶装置使用率を	受える 見	部記憶 型外 係 と 機 に 人 に と は と に と に と に と に と に と に と に と に と	装置使用率、主記憶装置 I/O、オプショ記憶装置 I/O、オプショ記憶装置 I/O、ネッ 5 細目事項は、当社なて完全な機能を果ない発生する損害により生じた損害により生じた損害に対けていてに	ン型外部記憶装置 トワーク I/O があ が別に定めるとこ たすことを保証す ついては、責任を 書である場合は、
運用代理機 能	別に定める方法により仮想装置等の運用を行う機能をいいま	基本	障害 連絡	5メール アドレスまで	無料
	す。	額	障害 対応	再起動のみ実施	<i>™</i> 11
			障害 連絡	電話連絡 1連絡先ごとに	3, 000 円 (3, 300 円)
		加算	, ,	あたりの当社対応 5 時間以内の場合	30,000 円 (33,000 円)
		額	時間か 合で 1 対応時	あたりの当社対応 5 時間を超える場 時間ごとに(当社 時間が 1 時間に満た 合は 1 時間とみな	5, 000 円 (5, 500 円)

	備考	す。 イ 本機能は、運用 るものではありまっ ウ 当社は、本機能 負いません。 エ 当社の故意又は ウの規定は適用し	機能として完全な機能 せん。 利用に伴い発生する打 重大な過失により生し ません。 、その他提供条件につ	こ定めるところによりま 能を果たすことを保証す 損害については、責任を ごた損害である場合は、 ついては当社が別に定め	
ウイルス対 策機能	のうしピ		: 1 仮想装置ごとに i	Windows サーバー用、 Linux サーバー用 各 5,000 円 (各 5,500 円)	
	備考	ア 本機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。 イ 本機能は、ウイルス対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ 本機能の利用に伴い、仮想装置の処理能力が低下する可能性があります。また、ソフトウェアのバージョンアップ等の際に、本機能の提供を中止することがあります。 エ 当社は、本機能の利用及び利用不能に伴い発生する損害については、いかなる責任も負いません。 オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。			
外部機器接 続機能	共有ます	 			
		区分	単位	料金額[月額] (税込価格)	
	基本額		1U ごとに (標準電力容量 : 0. 2kVA)	9, 400 円 (10, 340 円)	
	HX	メディア コンバーター	1 台ごとに (標準電力容量 : 0. 2kVA)	3, 000 円 (3, 300 円)	

	サイズ別端末設備		(標	台ごとに 連電力容量 0.2kVA)	下記参照
	高さ (cm)	横 (c		奥行 (cm)	料金額[月額] (税込価格)
	0~20	0~20		0~30	12,000 円 (13,200 円)
	20~30	0~20		0~30	17,000 円 (18,700 円)
	0~20	20~	~40	0~30	24, 000 円 (26, 400 円)
	20~30	20~	~40	0~30	34, 000 円 (37, 400 円)
	0~20	0~	-20	30~65	24, 000 円 (26, 400 円)
	20~30	0~	-20	30~65	34, 000 円 (37, 400 円)
	0~20	20~	~40	30~65	48, 000 円 (52, 800 円)
	20~30	20~	~40	30~65	67, 000 円 (73, 700 円)
	区分 スペース追加(1 台 の持込端末機器で 2U 以上必要な場合に適 用			単位	料金額[月額] (税込価格)
			(0.	追加ごとに 1kVA/U 付) 大 5U まで	6, 400 円 (7, 040 円)
	標準電力 容量追加		0.2kVA ごとに		4, 400 円 (4, 840 円)
加	算 LED 目視確認		0. 2kVA ごとに		400 円 (440 円)
算 額			1台ごとに		1,000円 (1,100円)
			10 監視ポイントまで		1,000円 (1,100円)
	障害切り分け代行		1	台ごとに	5,000円 (5,500円)
	予備機切替代行		1	台ごとに	5,000円 (5,500円)
	修理手続き代行		1	台ごとに	3,000円 (3,300円)

リストア作業代行	1台ごとに	5,000円 (5,500円)
運用業務代行	1台ごとに	7,000円 (7,700円)

- ア 本機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところ によります。
- イ 当社は、本機能の利用にあたり、当社指定のラック、電圧、 コンセント等を提供します。
- ウ STクラウドサーバー契約者は、本機能の利用にあたり、データセンター施設内のサーバルームに入室することはできません。
- エ STクラウドサーバー契約者は、本機能の利用にあたり、持 込端末機器を準備し、当社に配送するものとします。
- オ 当社は、持込端末機器が配送時に破損した場合において、一 切の責任を負わないものとします。
- カ 当社は、STクラウドサーバー契約者の持込端末機器をデータセンター施設内のラックに設置します。
- キ STクラウドサーバー契約者は、持込端末機器の設置にあたり、データセンター施設内のラックの位置及びスペースを指定することはできません。
- ク 本機能の利用にあたり、持込端末機器のマウント及びアンマウント作業については、当社にて実施します。STクラウドサーバー契約者が当該作業を行うことはできません。
- ケ 本機能の利用にあたり、持込端末機器の電源ケーブル及び LAN ケーブルの敷設作業については、STクラウドサーバー契約者 が準備したケーブル及び手順書に基づき、当社にて実施します。STクラウドサーバー契約者が当該作業を行うことはできません。

コ 当社は、STクラウドサーバー契約者に提供する電力提供容量について、持込端末機器の定格皮相電力の値を用いて適用します。

- サ 当社は、当社が電力を調達する電力事業者および公租公課等 による電気料金等の改定が行われた場合、利用料を変更することがあります。
- シ 利用料を変更するときは、当社が適切と判断する方法により、事前にSTクラウドサーバー契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- ス メディアコンバーターについては、高さ 4cm、横幅 10cm、奥 行 20cm 以内の機器を対象とします。それ以上については、サイ ズ別持込端末機器にて提供します。
- セ 予備電力容量の提供については、標準電力容量と同じ電圧、 合計電力容量とします。また、当社が別に定める提供条件によ り当該機能を提供します。
- ソ 当社は、LED 目視確認の提供にあたり、予めSTクラウドサーバー契約者と取り決めた手順書に基づき、当社が管理、計画した作業スケジュールにて実施します。STクラウドサーバー契約者が時間の指定を行うことはできません。
- タ 接続機器監視の項目には、Ping 監視、TCPPort 監視、URL 監視、中央処理装置使用率、主記憶装置使用率、外部記憶装置使用率、外部記憶装置 I/O、ネットワーク I/O があります。
- チ 接続機器監視は、完全な機能を果たすことを保証するもので

はありません。 ツ 当社は、障害切り分け代行、予備機切替代行及びリストア作 業代行の提供にあたり、予め契約者と取り決めた運用手順書に 基づき、作業を代行します。このとき、この料金額で提供する1 回の作業は1時間以内に限ります。また、契約者は、1回の作業 時間を 1 時間単位で追加することができます。この場合、当社 は1の暦月の料金額を1時間の作業時間の追加毎に1の料金額 を加算して適用します。 テ 当社は、修理手続き代行の提供にあたり、予め契約者と取り 決めた運用手順書に基づき、修理手続きを代行します。このと き、修理手続きを行う連絡先は1箇所に限ります。 ト 当社は、運用業務代行の提供にあたり、予め契約者と取り決 めた運用手順書に基づき、運用業務を代行します。このとき、 この料金額で提供する作業は、1の暦月において合計1時間以内 に限ります。また、契約者は、1の暦月の合計作業時間を1時間 単位で追加することができます。この場合、当社は1の暦月の料 金額を1時間の作業時間の追加毎に1の料金額を加算して適用し ます。 ナ STクラウドサーバー契約者は、STクラウドサーバー契約 者の持込端末機器の瑕疵もしくはその他の事由により当社又は 第三者に損害を与えたときは、STクラウドサーバー契約者の 責任において、生じた損害を補償するものとします。 二 本機能には、最低利用期間があります。本機能の利用を開始 した日から起算して1年間とします。 ヌ 当社は、本機能の利用及び利用不能に伴い発生する損害につ いては、いかなる責任も負いません。 ネ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、 ツの規定は適用しません。 ノ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定め るところによります。 当社は、当社様式の報告 運用報告書 15,000 円 作成 書に基づき、毎月1回、 1様式ごとに 報告書を作成し提出しま (16,500円) ア 当社は、運用報告書作成の提供にあたり、予め契約者と取り 決めた運用手順書に基づき、運用報告書を作成します。 備 考 イ 契約者への報告は、報告書のメール送信のみとし、訪問等に よる説明は含みません。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区分	内 容				
(1)工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなるサーバー装置				
(1)上事質の適用	を含む当社設備等において行う1の工事ごとに適用します。 イ タイプ等の変更の場合の工事費は、変更後のタイプ等に対応するサーバー装置の設定に係る工事について適用します。				
(2) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。 工事の区分 適用				
	(ア) サーバー装置S T クラウドサーバーサー又は仮想装置の設定ビスの利用開始に伴うサーに係る工事バー装置又は仮想装置の設定等の場合に適用します。				
	(イ) サーバー装置 コース変更等によるサーバ 又は仮想装置の変更 一装置又は仮想装置の設定 に係る工事 変更等の場合に適用しま す。				
	(ウ) S T クラウド S T クラウドサーバーサー サーバーサービスの ビスの利用の一時中断の場 合に適用します。 る工事				
	(エ)利用の一時中 断をしたSTクラウ ドサーバーサービス の再利用に係る工事				
	(オ)付加機能に係 付加機能の利用開始、変更 る工事 解約などに伴うサーバー装 置を含む当社設備の設定等 の場合に適用します。				
(3) 工事費の減額適用	当社は、上記の(1)工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。				
(4) 工事費の適用除外	ア 当社は、上記の(1)工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費を適用除外することがあります。 イ 付加機能の解約に係る工事について、STクラウドサーバー契約の解除と同時に行う場合には、2(工事費の額)の規定にかかわらず、付加機能の解約に係る工事費の支払いを要しません。ウ 付加機能のみの解約に係る工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、付加機能の解約に係る工事費を頂かない場合があります。				

2 工事費の額

2-1 サーバー装置の設定、変更、一時中断に係るもの

(ア) 削除

(イ) タイプ2

STクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて別に算定する料金を支払っていただきます。

(ウ) タイプ3

工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)
仮想装置の設定に係る工事	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)
仮想装置の変更に係る工事	1の工事ごとに	2,000円(2,200円)
S T クラウドサーバーサービス の利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	1,000円(1,100円)

備考

- 1 プランを変更する場合には、変更先のプランに係るサーバー装置又は仮想装置の変更に係る工事費を適用します。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 STクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。

(エ) タイプ4

①Vコース

工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)
仮想装置の設定に係る工事	1の工事ごとに	20,000円(22,000円)
STクラウドサーバーサービス の利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	1,000円(1,100円)

- 1 申込書等により当社がSTクラウドサーバー契約者に代わり仮想装置等の設定を 代行する場合の工事費となります。STクラウドサーバー契約者自身で仮想装置等 の設定を行う場合は工事費の支払いを要しません。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 STクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。

②Pコース

工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)
サーバー装置の設定に係る工事	1の工事ごとに	30,000円(33,000円)
仮想装置の設定に係る工事	1の工事ごとに	20,000円(22,000円)
STクラウドサーバーサービス の利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	1,000円(1,100円)

- 1 申込書等により当社がSTクラウドサーバー契約者に代わり仮想装置等の設定を 代行する場合の工事費となります。STクラウドサーバー契約者自身で仮想装置等 の設定を行う場合は工事費の支払いを要しません。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 STクラウドサーバーサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。

2-2 付加機能に係るもの

(ア) タイプ1 削除

(イ) タイプ2

STクラウドサーバー契約者と当社の間で合意した提供条件に基づいて別に算定する料金を支払っていただきます。

(ウ) タイプ3

	工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)
付加機能の 利用開始、	メールアドレスの追加	1の工事ごとに	2,000円(2,200円)
変更に係る 工事	メールアドレスの内容 変更	1の工事ごとに	1,000円(1,100円)
	メーリングリスト機能の 設定及び変更	1の工事ごとに	3,000円(3,300円)
	ウイルスチェック機能の 追加	1の工事ごとに	2,000円(2,200円)
	メール転送機能の設定 及び変更	1の工事ごとに	1,000円(1,100円)
	当社DNSへのゾーン 追加及び変更	1の工事ごとに	2,000円(2,200円)
/+++v	サーバー証明書の設定 及び変更	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)

備考

- 1 付加機能の利用開始に係る工事については、サービスの提供の開始と同時に行う場合には、付加機能に係る工事費をいただかない場合があります。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 当社DNSへのゾーン追加については、1の工事で10ゾーンまで登録可能です。なお、ゾーンの登録数は、標準で登録可能な5ゾーンを含めて最大15ゾーンまでとします。
- 4 当社DNSに登録したゾーンの変更については、サービスの提供を開始した後に、標準提供する5ゾーン以内の設定内容を変更する場合においても、上記工事費を適用します。
- 5 当社の判断により、上記工事費をいただかない場合があります。

(エ) タイプ4

工事の種類		単位	工事費の額 (税込価格)
カテ	中央処理装置の処理能力数の変更	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)
ブゴリ	主記憶装置の利用容量の変更	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)
1	外部記憶装置の利用容量の追加	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

	オプション型外部記 量の追加	憶装置の利用容	1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	オプション型外部記 タイプ) の利用容量		1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	ユーザーバックアッ	プ機能	1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	テンプレート保存機能		1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	ファイアウォール	利用開始	1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	機能	変更	1の工事ごとに	2,000円	(2,200円)
	仮想LAN (VLAN)	機能	1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	仮想VPN機能		1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	仮想装置負荷分散	利用開始	1の工事ごとに	10,000円	(11,000円)
	機能	変更	1の工事ごとに	2,000円	(2,200円)
	仮想装置監視機能		1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	ウイルス対策機能		1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	外部機器接続機能における接続機器 監視の追加及び変更		1の工事ごとに	5,000円	(5,500円)
	インターネットVP	N終端機能	1の工事ごとに	10,000円	(11,000円)
	運用代理機能		1の工事ごとに	30,000円	(33,000円)
	当社DNSへのゾーン追加及び変更		1の工事ごとに	2,000円	(2,200円)
カテゴ		1Uスペース	1 ひごとに	2,500円	(2,750円)
カテゴリー②		サイズ別端末 設備	1台ごとに	2,500円	(2,750円)
)	外部機器接続機能	スペース追加	1Uごとに	2,500円	(2,750円)
		標準電力容量 追加	0.2kVAごとに	2,500円	(2,750円)
		運用手順作成及 び変更	1の工事ごとに	20,000円	(22,000円)
	運用報告書作成		1の工事ごとに	10,000円	(11,000円)

- 1 上記におけるカテゴリー①については、申込書等により当社がSTクラウドサーバー契約者に代わり、付加機能の利用開始設定及び変更を代行する場合の工事費となります。STクラウドサーバー契約者自身で利用開始設定及び変更を行う場合は工事費の支払いを要しません。
- 2 上記におけるカテゴリー②については、STクラウドサーバー契約者自身で利用 開始設定及び変更を行うことができないため工事費が必要となります。
- 3 付加機能の利用開始に係る工事については、サービスの提供開始と同時に行う場合には、付加機能に係る工事費をいただかない場合があります。
- 4 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 5 運用代理機能に係る工事費については、第1表第2 (付加機能利用料) にて規定 する加算額に係る工事に限り適用します。
- 6 当社DNSへのゾーン追加については、1の工事で10ゾーンまで登録可能です。なお、サービスの提供を開始した後に、標準提供する5ゾーン以内の設定内容を変更する場合においても上記工事費を適用します。
- 7 ウイルス対策機能に係る工事について、当社は同工事に伴い発生する不具合や損害についていかなる責任も負いません。
- 8 外部機器接続機能の運用手順作成及び変更に係る工事費については、障害切り分け代行、予備機切替代行、修理手続き代行、リストア作業代行及び運用業務代行の提供にあたり契約者と取り決める運用手順書を作成又は変更する場合に適用します。
- 9 運用報告書作成に係る工事費については、運用報告書作成の提供にあたり契約者と取り決める運用報告書作成手順書の作成又は変更を行う場合に適用します。

第3表 事務手数料等

1 適用

区分	内 容
(1)事務手数料等に係る料金の適用	ア STクラウドサーバーサービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ STクラウドサーバー契約者からの請求により、種別もしくは細目の変更を行う場合は、STクラウドサーバー契約者は2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払を要します。ウ STクラウドサーバー契約者からの請求により、付加機能の提供の開始、変更又は解約を行う場合は、STクラウドサーバー契約者は2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
(2)事務手数料等の適用除外 又は減額等	当社は、2 (料金額)の規定にかかわらず、事務 処理の態様等を勘案して、別に定めるところによ り、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、そ の額を減額して適用することがあります。

2 料金額

種別	単位	料金額(税込価格)
契約事務手数料	1の契約ごとに	2,000円(2,200円)

- 1 同時に2以上の契約を行う場合には、1の契約を除く他の契約については、契約事務手数料をいただかない場合があります。
- 2 付加機能の提供の開始、変更又は解約を行う場合には、契約事務手数料をいただかない場合があります。
- 3 当社は、当社の判断により、契約事務手数料をいただかない場合があります。

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 申請手数料

区分	単位	料金額(税込価格)
申請手数料	1 のドメイン名 の申請ごとに	1,000円(1,100円)

⁽注)上記の手数料のほか、JPRS等への手数料(実費)が必要です。

第2 ドメイン名維持管理料

区 分	単位	料金額 [月額] (税込価格)
ドメイン名維持管理料	1のドメイン名 ごとに	500円(550円)

第3 サーバー証明書利用料

区 分	単位	料金額(税込価格)
サーバー証明書利用料	1のサーバー証明書 ごとに	実費

第4 発行料

区 分	単位	料金額(税込価格)
料金請求書等発行料	1の料金請求書等の 発行ごとに	300円(330円)
支払い証明書等発行料	1の支払い証明書等 の発行ごとに	300円 (330円)

- 2 当社は、支払い証明書等を1のSTクラウドサーバー契約(タイプ3に限ります。)ごとに発行します。
- 3 当社は、当社の判断により、発行料をいただかない場合があります。
- 4 支払い証明書等の発行について、STクラウドサーバー契約者と当社間の契約内 容によっては発行できない場合があります。

附則

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2010年10月28日から実施します。

(ウイルスチェック機能)

2 当社は、下表のとおり、ウイルスチェック機能を2010年10月28日から提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

(1) 付加機能利用料(月額)

区分			単位	料金額 [月額] (税込価格)
エック機能	STケースでは、アーーでは、アーーでは、アーーでは、アーーでは、アーーでは、アーーででで、アーーでは、アーーでは、アーーでで、アーーでは、アールのでは、アール	加算額	1のメールアドレス ごとに	300 円(315 円)
	構考 をしていて除除イのル能すはせのには、ルいウスのル特スはる、ん故はフルウ本保当い当のといいがでは、も本。意道のは、は、は、は、は、は、は、のがはない。 では、がは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は一含1-2ル川面コをシフの幾(又月)機バま。ス除時ンパまイで能(はして能)は、 重ま 、	一装置が扱うメールアー れるコンピュータウパ について、当社又は の検知及び駆除は、ウパ の検なウイルスがが ではなりない。 こだは、ウンと こだなしない。 これの にはい発生 にい発生 にいる に伴い発生する は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ドレスに送受信された ルス(以フトウェトの に定めるいます。 であるいまなの でかるかが、 をであるための)により対応でいるからい。 とな機能を果たすこと をはいては、 責任を にしてなる場合は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

(2) 工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 (税込価格)
利用開始、 変更に係る 工事	ウイルスチェック機能	1の工事ごとに	2,000円(2,100円)

備考

- 1 当社は、タイプ 1 , タイプ 2 に係る S T クラウドサーバー契約者に限り、適用します。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。

附 則

1 この約款は、2010年11月25日から実施します。

(ウイルスチェック機能)

2 当社は、2010年10月28日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

(1)付加機能利用料(月額)

	区 分		単 位	料金額 [月額] (税込価格)
ウイルスチェック機能	STサーるてイピケスを サースを カラビ装メン(タ与ラ下がいース 電ーピ・通等えム同含でタびった。 がいーを がいーを がいー及する がいー及する がいっとれ当イ除能 がいます。 がいます。	加算額	1のメールアドレス ごとに	300円(315円)
	約者に限り、本 イ 当社は、サー 備 電子メールにす ス」といいます を用いてウイク し、駆除又は削	k機能 	, タイプ2に係るS7 を提供します。 -装置が扱うメールアト れるコンピュータウイ について、当社が別に の検知及び駆除又は削 可能なウイルスは、ウィ	ドレスに送受信された ルス(以下「ウイル に定めるソフトウェア 除を行います。ただ ルスの検知及び駆除

- ンファイル (コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの) により対応可能なウイルスとします。
- ウ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすこと を保証するものではありません。
- エ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を 負いません。
- オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、 エの規定は適用しません。
- カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(2) 工事費の額

	工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)
利用開始、 変更に係る 工事	ウイルスチェック機能	1の工事ごとに	2,000円(2,100円)

備考

- 1 当社は、タイプ 1 , タイプ 2 に係る S T クラウドサーバー契約者に限り、適用します。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。

附 則

1 この約款は、2010年12月1日から実施します。

(ウイルスチェック機能)

2 当社は、タイプ1,タイプ2に係るSTクラウドサーバー契約者に限り、2010年10月28日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

(1) 付加機能利用料(月額)

	区分		単位	料金額 [月額] (税込価格)
タイプ1, タイプ2に 係るウイル スチェック 機能	STクラウドサーバーカードでは、 アクランにを経出が、 ででは、 でいまでは、 でい	加算額	1のメールアドレス ごとに	300 円(315 円)

合において、当該コ	
ンピュータウイルス	
を検知及び駆除又は	
削除等する機能をい	
います。	

ア 当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル(コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスとします。

備考

- イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすこと を保証するものではありません。
- ウ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を 負いません。
- エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、 ウの規定は適用しません。
- オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(2) 工事費の額

	工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)
利用開始、 変更に係る 工事	ウイルスチェック機能	1の工事ごとに	2,000円(2,100円)

備考

- 1 当社は、タイプ1,タイプ2に係るSTクラウドサーバー契約者に限り、適用します。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。

附 則

1 この約款は、2011年1月5日から実施します。

(ウイルスチェック機能)

2 当社は、タイプ1,タイプ2に係るSTクラウドサーバー契約者に限り、2010年10月28日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

(1) 付加機能利用料(月額)

737011000111217371371	→ ∧		単位	料金額 [月額]
	区 分		単位	(税込価格)
タイプ1,	STクラウドサーバ	加	1のメールアドレス	300 円(315 円)
タイプ2に	ーサービスに係るサ	/314		

係るウイル	ーバー装置を経由す	- 算	ごとに	
スチェック	る電子メールに対し	額		
機能	て、コンピュータウ	7		
	イルス(通信やコン	/		
	ピュータ等の機能に	-		
	妨害を与えるための)		
	プログラムをいいま	:		
	す。以下同じとしま			
	す。)が含まれる場			
	合において、当該に			
	ンピュータウイルス			
	を検知及び駆除又は			
	削除等する機能をい			
	います。			
			M-m 28 m > 2	
			-装置が扱うメールア	
			れるコンピュータウイ	, , , , , ,
	_		について、当社が別に	
	を用いてウィ	ルス	の検知及び駆除又は削	除を行います。ただ
			可能なウイルスは、ウィ	
	又は削除の実	施時	こおける、当社が別に気	官めるウイルスパター
	ンファイル	(コン t	ピュータウイルスを検知	口するため、各々のウ
	# イルスの特徴	をパク	ターンとしてまとめたも	らの) により対応可能
	備なウイルスと	します	├.	
	ち イ 本機能は、	ウイバ	レスチェックとして完全	とな機能を果たすこと
	を保証するも	のでに	はありません。	
	ウ 当社は、本	機能和	別用に伴い発生する損害	客については、責任を
	負いません。		,, ,==, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		又は重	重大な過失により生じた	た損害である場合は、
	1 1			

(2) 工事費の額

工事の利	重類	単位	工事費の額 (税込価格)
利用開始、 変更に係る ウイル 工事	スチェック機能	1の工事ごとに	2,000円(2,100円)

オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定め

ウの規定は適用しません。

るところによります。

- 1 当社は、タイプ 1 , タイプ 2 に係る S T クラウドサーバー契約者に限り、適用します。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。

附 則

1 この約款は、2011年2月21日から実施します。

(ウイルスチェック機能)

2 当社は、タイプ1,タイプ2に係るSTクラウドサーバー契約者に限り、2010年10月28日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

(1) 付加機能利用料(月額)

	区 分	単 位 料金額 [月額] (税込価格)
タイプ 1 , タイプ 2 に タイプ 4 ル スチェック 機能	Sーーるてイピケアすすすら アーーを アーーを アーーを アーーを アーーを アーーを アーーで での での での での での での での での での で	加 算 額 1のメールアドレス ごとに 300円(315円)
	ア 電スをしていています。 当子といいで又のル特スはる、ルのでは、 エ かった。 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ウイルスチェックとして完全な機能を果たすこ のではありません。 機能利用に伴い発生する損害については、責任 又は重大な過失により生じた損害である場合は 引しません。 いて、その他提供条件については当社が別に定

(2) 工事費の額

工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)

利用開始、			
変更に係る	ウイルスチェック機能	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
工事			

備考

- 1 当社は、タイプ1,タイプ2に係るSTクラウドサーバー契約者に限り、適用します。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。

(特例措置)

- 3 当社は、本約款の実施日から2011年9月30日までに、「サーバーホスティング・おてがるサーバーサービス利用規約」に定めるサーバーホスティング・おてがるサーバーサービスの利用者よりSTクラウドサーバーサービス、タイプ1又はタイプ3への移行を完了する旨の申し出があった場合、次の特例措置を実施する場合があります。
 - (1)移行時に発生する契約事務手数料及び工事費(付加機能、附帯サービスに係る工事費を 含みます。)を免除します。
 - (2) 月額料金(付加機能、附帯サービスを含みます。)を免除します。なお、月額料金を免除する期間については、別に定めるとおりとします。

附 則

1 この約款は、2011年10月1日から実施します。

(ウイルスチェック機能)

2 当社は、タイプ1,タイプ2に係るSTクラウドサーバー契約者に限り、2010年10月28日より提供しているウイルスチェック機能を、下表のとおり、引き続き提供します。ただし、当社は、業務の都合により、ウイルスチェック機能の提供を中止あるいは終了することができるものとします。

(1)付加機能利用料(月額)

	区 分		単 位	料金額 [月額] (税込価格)
タイプ 1 , タイプ 2 に 係るウイル スチェック 機能	STクラランで アクランに アクールで では では では では では では では では では で	加算額	1のメールアドレス ごとに	300 円(315 円)

います。

ア 当社は、サーバー装置が扱うメールアドレスに送受信された 電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別に定めるソフトウェア を用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただ し、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除 又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパター ンファイル(コンピュータウイルスを検知するため、各々のウ イルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能 なウイルスとします。

佣考

- イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすこと を保証するものではありません。
- ウ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を 負いません。
- エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、 ウの規定は適用しません。
- オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(2) 工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 (税込価格)
利用開始、 変更に係る 工事	ウイルスチェック機能	1の工事ごとに	2,000円(2,100円)

備考

- 1 当社は、タイプ 1 , タイプ 2 に係る S T クラウドサーバー契約者に限り、適用します。
- 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 3 上記以外の工事が必要な場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。

(特例措置)

- 3 当社は、本約款の実施日から2012年1月31日までに、「サーバーホスティング・おてがるサーバーサービス利用規約」に定めるサーバーホスティング・おてがるサーバーサービスの利用者よりSTクラウドサーバーサービス、タイプ3へ移行する旨の申し出があった場合、次の特例措置を実施する場合があります。
 - (1)移行時に発生する契約事務手数料及び工事費(付加機能、附帯サービスに係る工事費を 含みます。)を免除します。
 - (2) 月額料金(付加機能、附帯サービスを含みます。)を免除します。なお、月額料金を免除する期間については、別に定めるとおりとします。

附 則

1 この約款は、2012年1月16日から実施します。

(特例措置)

2 当社は、本約款の実施日から2012年1月31日までに、「サーバーホスティング・おて

がるサーバーサービス利用規約」に定めるサーバーホスティング・おてがるサーバーサービス の利用者よりSTクラウドサーバーサービス、タイプ3へ移行する旨の申し出があった場合、 次の特例措置を実施する場合があります。

- (1)移行時に発生する契約事務手数料及び工事費(付加機能、附帯サービスに係る工事費を 含みます。)を免除します。
- (2) 月額料金(付加機能、附帯サービスを含みます。)を免除します。なお、月額料金を免除する期間については、別に定めるとおりとします。

附 則

1 この約款は、2012年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、本約款の実施日から、2012年12月28日までに、次号を満たしている者によるSTクラウドサーバーサービス タイプ3 (プランAもしくはプランC) の契約申込を当社が承諾したとき、次項3の特例措置を実施する場合があります。
 - (1)「STインターネットアクセス契約約款」もしくは「STインターネットアクセス(愛媛CATV専用サービス用)契約約款」に定めるお仕事ピカラ300タイプ、又は「ビジネス光ネットサービス契約約款」もしくは「ビジネス光ネットサービス(愛媛CATV専用サービス用)契約約款」に定める光ネットサービスのいずれかの契約者。
- 3 特例措置は次のとおりとします。

料金表第2表第1の2(工事費の額)に示すサーバー装置の設定に係る工事費、料金表第3表2(料金額)に示す契約事務手数料、及び料金表第4表第1(申請手数料)に示す申請手数料(JPRS等への手数料(実費)を含みます。)を免除します。ただし、この特例措置を適用した場合の、1のSTクラウドサーバーサービス タイプ3(プランAもしくはプランC)ごとに、その利用を開始した日から起算して1年以内に契約の解除があった場合は、免除した工事費、契約事務手数料及び申請手数料(JPRS等への手数料(実費)を含みます。)に相当する額を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

附 則

この約款は、2012年12月10日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、本約款の実施日から、2012年12月28日までに、次号を満たしている者によるSTクラウドサーバーサービス タイプ3(プランAもしくはプランC)の契約申込を当社が承諾したとき、次項3の特例措置を実施する場合があります。
 - (1)「STインターネットアクセス契約約款」もしくは「STインターネットアクセス(愛媛CATV専用サービス用)契約約款」に定めるお仕事ピカラ300タイプ、又は「ビジネス光ネットサービス契約約款」もしくは「ビジネス光ネットサービス(愛媛CATV専用サービス用)契約約款」に定める光ネットサービスのいずれかの契約者。
- **3** 特例措置は次のとおりとします。

料金表第2表第1の2(工事費の額)に示すサーバー装置の設定に係る工事費、料金表第3表2(料金額)に示す契約事務手数料、及び料金表第4表第1(申請手数料)に示す申請手数料(JPRS等への手数料(実費)を含みます。)を免除します。ただし、この特例措置を適

用した場合の、1のSTクラウドサーバーサービス タイプ3 (プランAもしくはプランC) ごとに、その利用を開始した日から起算して1年以内に契約の解除があった場合は、免除した工事費、契約事務手数料及び申請手数料 (JPRS等への手数料(実費)を含みます。) に相当する額を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

附 則

1 この約款は、2014年4月1日から実施します。

附 則

1 この約款は、2014年7月31日から実施します。

(特例措置)

- 2 2014年7月31日から2014年10月31日までの間に、タイプ4についてSTクラウドサーバー契約の申込みをし、契約が成立したSTクラウドサーバー契約者に次の特例措置を 実施いたします。
 - (1)料金表 第1表(料金)第1(利用料金)2(料金額(利用料[基本額]))(エ)(タイプ4)に 規定する料金額[月額]について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の 課金対象となった日から起算して30日間は当日料金をいただきません。
 - (2) 料金表 第1表(料金) 第2(付加機能利用料) 2(付加機能の種類等)(イ)(タイプ4)に 規定する料金額[月額]について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の 課金対象となった日から起算して30日間は当日料金をいただきません。
 - (3) 料金表 第2表(工事に関する費用) 第1(工事費) 2(工事費の額) 2-1(サーバー装置の設定、変更、一時中断に係るもの)(エ)(タイプ4)に規定する工事費の額について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して30日間はいただきません。
 - (4) 料金表 第2表(工事に関する費用) 第1(工事費) 2(工事費の額) 2-2(付加機能に係るもの)(エ)(タイプ4)に規定する工事費の額について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して30日間はいただきません。
 - (5) 料金表 第3表(事務手数料等) 2(料金額)に規定する料金額について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して30日間はいただきません。
 - (6) 料金表 第4表(附帯サービスに関する料金) 第1(申請手数料)に規定する料金額について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して30日間はいただきません。
 - (7) 料金表 第4表(附帯サービスに関する料金)第2(ドメイン名維持管理料)に規定する料金額[月額]について、STクラウドサーバー契約の成立後、初めて当日料金の課金対象となった日から起算して30日間は当日料金をいただきません。
- **3** 2の特例措置に関する提供条件や制限、制約等については、本約款および当社ホームページ 等に定めるところによります。

附 則

1 この約款は、2015年2月1日から実施します。

附 則

1 この約款は、2015年4月27日から実施します。

附 則

1 この約款は、2015年8月24日から実施します。

附 則

1 この約款は、2016年7月4日から実施します。

附 則

1 この約款は、2016年11月7日から実施します。

附 則

1 この約款は、2016年12月1日から実施します。

附 則

1 この約款は、2018年8月1日から実施します。

附 則

1 この約款は、2019年4月22日から実施します。

附 則

1 この約款は、2019年10月1日から実施します。

附 則

1 この約款は、2023年3月1日から実施します。

附 則

1 この約款は、2023年5月15日から実施します。

(特例措置)

- **2** 2023年7月31日より以前に、タイプ3についてSTクラウドサーバー契約が成立しているSTクラウドサーバー契約者を対象に、次の特例措置を実施いたします。
 - (1) 2023年8月1日から2024年3月31日までの間、料金表 第1表(料金) 第2 (付加機能利用料) 2(付加機能の種類等) (イ)(タイプ3)のウイルスチェック機能において、FortiMaile を用いて提供することとし、当社が定める期日までに本機能における継続利用の意思が確認できなかった場合に限り、2024年4月1日をもって、本機能の提供を終了させていただきます。
 - (2) 2023年8月1日から2024年3月31日までの間、ウイルスチェック機能で規定する料金額[月額]について、料金をいただきません。